毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和元年９月13日
金　曜　日

号　外

目　　次

規　　則
○富山県宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する規則　1

規　　則

富山県宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年９月13日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

富山県規則第39号

富山県宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する規則

富山県宅地建物取引業法施行規則（昭和56年富山県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第15条各号列記以外の部分中「第14条の７の２」を「第14条の７の２第１項」に改め、同条第２号中「又は第３号から第５号の２まで」を「から第８号までのいずれか」に改め、同条第３号を削る。

附　則

この規則は、令和元年９月14日から施行する。

（建築住宅課）

令和元年９月13日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番